

彙
報

土木學會誌 第十七卷第九號 昭和六年九月

日 本 土 木 史 料 (續)

渡 邊 俊 一 編

内 容 梗 概

本編は第十六卷第十二號、第十七卷第一號及び第三號に登載せらるものゝ續編なり。

目 次

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| (1) 勸定所職制 | (2) 治水制定 | (3) 法令 |
| (4) 矢矧橋 | (5) 多摩川 | (6) 武田信玄 |
| (7) 秀吉と道路 | (8) 淳和天皇太政官符 | (9) 仁明天皇勅 |
| (10) 貞觀十三年勅 | (11) 寛平八年太政官符 | (12) 豊臣氏法制 |
| (13) 海路諸法度 | (14) 國役冥加金 | (15) 渡船書付 |
| (16) 家光寛永年中覺書 | (17) 水火損敗 | (18) 水火損敗 |
| (19) 用水山野 | (20) 山野河海之事 | (21) 信玄家法 |
| (22) 武家法度 | (23) 家康百ヶ條 | (24) 御定書百ヶ條 |
| (25) 六郷橋 | (26) 慶長の土工 | (27) 築島 |
| (28) 濱港 | (29) 望理 | (30) 姉川 |
| (31) 崩水門 | (32) 六郷用水 | (33) 新川疏通 |
| (34) 城溝浚 | (35) 寛永十四年洪水 | (36) 市谷水道石垣構造 |
| (37) 水路浚利奉行 | (38) 用水に關して郷邑に令 | (39) 土橋修理奉行 |
| (40) 六郷川橋梁用材 | (41) 利根玉川洪水 | (42) 六郷千壽洪水 |
| (43) 橋梁 | (44) 山川調査 | (45) 江戸川橋 |
| (46) 久保町水道 | (47) 道路下水制 | (48) 神田橋邊石垣 |
| (49) 近畿洪水 | (50) 間水害 | (51) 家光松平信綱をして尾
郷を問はしむ |
| (52) 水害地巡視 | (53) 堤防修築 | (54) 賑救 |
| (55) 大井川架橋 | (56) 一里塚 | (57) 海上御普請御手傳 |
| (58) 高田城御普請 | (59) 横手御城御札寫 | (60) 久保田洪水 |
| (61) 石垣御普請御手傳 | (62) 御堀浚利御普請 | (63) 洪水被害 |
| (64) 水道 | (65) 嵩道 | (66) 加藤清正 |
| (67) 上坐川筋植立竹木執行
之事 | (68) 五人組連判 | (69) 波池 |
| (70) 狹山下池 | (71) 荒王河決堤 | (72) 解工使 |
| (73) 寶龜年中詔 | (74) 桓武天皇の土工 | (75) 萬農池 |
| (76) 経ヶ島の港 | (77) 賴朝と多摩川 | (78) 聖德太子と漁田 |
| (79) 孝明天皇 | (80) 登米縣管轄時代村中心
得書 | (81) 川普請 |

以 上

(1) 勘定所職制 是歳始て普請役見習雇役を置き普請役の長男及二男三男を以て是に充つ 普請後の職務たる諸國百般の工事に關するかため固く其業に慣熟せざれば以て其任に充る能はす故に本年始めて見習及雇役を設置す 十三年戊申關東四部の普請役を一部に併合し關東大川通普請役と改稱す(普請役八十六員) 十六年辛亥關東大川通普請役專掌の區畫を定む 是歳四川奉行を廢し修築の地を五區に畫定し勘定奉行及代官各員をして擔掌せしめ普請役八十六員を分課し各區畫を專掌するの制とす 寛保三年癸亥在方普請役を以て姑く井澤某の司管に屬す(以上岡田忠養手記卷八關東筋川々定掛場起立定) 延享三年丙寅五月關東大川通普請役の人員を減少し及び見習雇役を廢し四川用水方普請役と改稱す(普請役二十五員) 是より後勘定奉行勘定吟味役をして之を統轄せしめ延享四年丁卯勘定所内に於て四川用水方の官署を設置し各地の請願等を承接處辨せしむ而して修築の職務は從前に準ず 是歳始めて勘定所詰普請役を置く(以上關東川々定掛起立定普請役に員勘定奉行支配諸國定例外修築の工事を管掌す) 寛延元年戊辰始て勘定所詰普請役の無足見習(俸米を給與せず職務慣熟のため任官せしむるを請ふ) を置く普請役の長男を以て之に充つ 二年己巳始めて在方普請役無足見習を置き普請役の長男を以て之に充つ 寛延元年辛未四月用水方普請役無足見習を置き普請役の長男を以て之に充つ(以上岡田忠養氏手記卷八見習四員) 三年癸酉東海道及び甲斐國諸川の修築を在方普請役の管掌に屬す 是より先き延享三年丙寅東海道五川(大井川天龍川富士川酒匂川安部川) の修築を井澤某の管掌とし寛延元年戊辰又甲斐國諸川の修築を以て其管掌に歸せしも是に至り其の職を解き在方普請役の管掌となし勘定奉行の司管に屬す(關東筋川々定掛場起立定) 明和四年丁亥九月四日 勘定所詰四川用水○在方の三分課普請役の専務管掌を分畫せしむ 勘定奉行より普請役に令知して曰く從前の普請役の職務は勘定所詰四川用水方在方の三課に分置し四川方在方専管地の積算書を具進し勘定所員檢覈の後ち吟味役の商議を経て命付せしに方今三分課の普請役等専管地を除くの外専ら遠國に發派し各自専管地の主務を紊亂し提督の道を失するに至れり今後四川方は各々専管地の主務を擔任に勉め大府の公益を熟圖すべし而して四川方在方に分課の區域を判明し規矩をして確立せしむるを要す且つ勘定所詰は延享三年丙寅已に命付するの如く各地より具進する修築計算簿の檢覈を主とし及び遠國諸川に派發臨監するの主務たるも三分課共に其の區域を紊亂し自ら主務の職掌を失するに至れり自今四川方在方は各々専管地に派發し勘定所詰普請役は丙寅の令旨を確守し各自命令を得ずして濫りに主務を措闇し便宜のため輪番を以て主務外の地に派發するを禁止す然れども缺員あるかため商議を経て他の専管地の派發を下命するは此限りにあらず(川除普請の儀被仰渡書定) 明和五年戊子三月八日支配勘定及普請役をして各地派遣の際兼て荒蕪の開墾租稅の賦課を査覈せしむ(新觸書卷三十五) 明和五年戊子總員を増置す(更徵別錄完普請役百十六員) 安永四年乙未閏十二月支配勘定及普請役は明和五年戊子三月八

日の令に因り派遣の際兼業務査覈す可き條則を豫定す(刑錢須知卷九) 寛政元年己酉五月朔勘定奉行及び勘定吟味役中定川掛各一名を置き悉く普請役に隸屬し修築地の區劃及び分課の人員を定む 在方普請役四十五員東海道及甲斐國の諸川溝洫等定例の修築を管掌す四川用水方普請役四十五員關東地方の諸川溝洫等の修築を管掌す勘定所詰普請役四十一員總員中三十員許りを以て諸國定例外の修築及び國役修築を管掌し且つ作事方各署の營繕に眼同し其他爭境地の檢勘諸検査の事項を擔理し残員十名許りをして在方四川用水方修築の工事に派遣せしむ是より先き寶曆年間勘定所内在方四川用水方勘定所詰三署の普請役をして作事方其他各署の營繕に眼同せしめしより専ら力を管掌の修築場に盡す能はず因て是歲各分課を制定す(以上關東筋川々定掛場起立完) 寛政三年辛亥二月十七日在方四川用水方普請役より勘定所詰普請役の事務を兼掌するを禁止す 勘定奉行に令知して曰く在方普請役關東四川用水掛普請役の輩不時修築の公務を兼掌せば主管の事務に練熟せず竟に修築の堅牢ならざるに至らん故に兩普請役は定川掛の司管同一に擔理すべし然るに勘定所詰普請役缺員の際は商議して兩普請役中より派遣すべし(癸卯雜誌卷三) 寛政八年丙辰五月關東郡代司管の普請役を勘定奉行に屬し職務は從前に準す(天保集成卷七十七) 天保八年丁酉總員を増置す(普請役百三十六員) 是歲普請役中普請舊弊改革掛を置く(改革掛三員) 是より先文政七年甲申諸川修築經費の増過するを以て勘定奉行勘定組頭勘定方吟味方普請役元締及普請役をして其提警方を擔理せしも是歲更に勘定組頭以下の擔理を解き改革掛をして關東及東海道地方に派遣し以て工事を提警せしむ(關東筋川々定掛場起立完) 元祿十四年辛巳始て隣方役下役を置く(下役十二人) 享保九年甲辰隣方下役を廢す) 以上吏徵別錄完) 享保十五年庚戌始て在方普請役を置く 是より先き享保七年壬寅井澤某に隸屬せしより區畫專管の定制なかりしも是歲始めて十五國諸川隣防溝洫道路橋梁等條例の修築を管掌す 寶曆五年乙亥始て見習を置く下役の長男を以て之に充つ(以上岡田忠養手記卷八) 郡代誓文其第四管轄所は毎歲檢稻に注意し收額は一層心を用ひ以て之を査覈し必ず國益を計畫すべし而して亦農民をして窮困に至らざらしめる且つ堤壠の修築其他佗營飯菜錢に係る經費は精念以て之を査覈すべし云々 代官誓文其第四代官所は毎歲檢稻に精念し收額は殊に心を用ひ以て之を査覈し百事必ず國益を計畫し亦農民をして困窮に至らざらしむべし且つ隣境の修築其他營繕飯菜錢に係る經費は精念して之を査覈せん云々 町奉行同洪水事云々 所司代慶長十四年己酉二月二日上國地方牧治の規例を定む其三塙塹を修築する役夫は地方の便宜に應じ閩村の農民を雇役するをうべし云々(朝野舊聞錄五百十七) 四年壬子四月十一日水災に罹る陸田租額の蠲除法を戒告す(牧民金鑑卷八) 寛政三年九月水災地を檢稻するの緩急を告示す(天保集成卷九) 寶曆五年乙亥十二月二十三日大阪木津川安治川の川口埋塞して船隻通航の便宜を缺くを以て浚濬を興工し諸船に賦課して石錢を徵收す(憲法部類坤) 明和三年丙戌三月肥前國長崎港浚濬の經費

に充支するがため諸國漕運船の載量石額に隨て每一石二錢三文を賦課し其近傍の船隻は布帆每一枚を載量五石に課當し港口に監入を發遣し其出入を點檢せしめ入航の際之を徵收し契券を交付し歸航に當り之を返付せしむ(長崎實錄卷一)寛保二年壬戌八月江戸地方洪水民の害を被る者多し乃ち關東郡代に命して之を救賑す(古觸書卷二十五)天明六年丙午七月十九日大川洪水なるを以て兩國廣小路に假廠を建設し南北町奉行派出して庶民を救賑す(竹川竹藏書完武江年表卷六)弘代三年丙午七月府外洪水因て其災に罹る庶民を救恤す(天弘錄卷三上武江年表卷八)明和五年戊子九月十三日上水方道方は今後普請奉行に擔當せしむ(令條秘錄卷一)慶長八年癸卯二月大名に工役を派課して江戸に下集し部位を定め市街の區地(神田山を裁断して之を平坦にして亦南位に方る海澗方三十町余を埋築せり)を鍾治し運漕の水路を疏整せしむ(朝 舊聞 卷四百乃至四百九十六)享保十八年癸丑十一月各大名及び幕府の臣侍に令知して邸宅及び居城の火災若は震災に罹り大に破壊するものは之を例外に置くと雖も其他封地采邑の水災旱害に罹るがため貸與金の納期延擱を稟請するを禁止す(古觸書卷三十一)天明六年丙午八月水災にかゝる幕府臣僚に官金を賑貸す(新御觸書卷四十三)天明六年丙午十一月今秋關東地方其他洪水暴風の害を被り祿高萬石以下にして其の采地の租米半額以内を凶損する者に官金を賑貸す(新御觸書卷四十八)天明三年癸卯水災地糧食請借の検覈法を戒告す(天明度御觸御書付類留卷二)文政三年庚辰十二月東海道伏見路佐屋路美濃路及び中山道各驛諸川及び助郷補助貸付の金銀米額を調査録上す(肝要錄完)寛政三年辛亥十二月各地方水災あるにより節儉を發令す(公儀御觸留七十五)三年丙戌二月十九日令して各地方の河渠を浚利するがため補助の役夫を徵發するに際し例に錢價を騰昂するの蠹弊を禁止す(浚明實錄五)

(2) 治水制程 貞享元年甲子三月二十五日隄防護持法三條を設定し山城大和攝津河内和泉近江七國に督令す 令示して曰く 其一、公領地私領地の諸山に於て土民草木の根株を斷採するかたために風雨有る毎に土砂を崩墳して溪間より川路に抜出し水流之かために游滯壅塞す因て今後根株を斷採するを嚴禁す 其二、河川の兩岸に在る山嶺にして樹木なきものは其土砂の崩壊を防止するがために本年春月より諸木の稗草及び結縷草を挿植すべし 其三、山川に沿接せる新田及び川田にして石額内に在るものと雖も其土砂の河川に流出すべき地所は竹木葭茅結縷草等を挿植すべし然も決して水涯河心に壓臨斗出せしむる勿れ又た山谷中に於て燒畑切畑と稱する地所を墾拓すべからず以上三條は公領地私領地共に嚴に之を遵守し今春より以後每歲之を舉行せよ官府各地に奉行を派遣して之を檢督し若し法令に違悖する者有らば必ず之を罪に處せん(憲教類典卷二十八) 貞享四年丁卯十月荻蘆刈除及び隄防保護に關する例規三條を設定す布令に曰く 其一、河川の沿邊にして荻蘆叢生するの地所は假令ひ本村の石額に計結する者たるも每歲四月五月七月九月の四次に之を刈除すべく而して其地所に耕種する

を禁止す凡そ流作場（流作場とは堤外川磧の地所に耕種し旱年には収穫あるも一度水災に遭へは作毛水蕩然流出するものを曰ふ）及び荻蘆刈除地は何人を論せず其土砂を堀採するを妨げず 其二、水防に要用ならざる竹木を隄壠に雜載し及び隄壠の上面に家屋を築造するを禁過す都て隄壠の全身を露出せしむるを要す 其三、河川の州嶼に叢生する竹木蒲柳其の他雜木荆棘の屬は都て根株を堀除すべし 其四、河川の州嶼の周圍に小堤を推築するを禁止す（憲教類典卷二十八）正徳三年癸巳修築の経費節儉に關する事項を代官に督令す 令示して曰く公領地の修築費年を逐て増加し之を往昔に比較するに其額殆と倍蓰せり今その來る所を尋ねるに城下の市人各村の名主庄屋及商賈等に其工事を擔負せしむるに由る此輩或は其地理を知らず或は一己の私利を計り工事を等閑に爲すも手代等或は偏愛に溺し或は苞苴に惑ひ之を詳細に検覈せざるを以て毎歳其工事の絶ることなしと聞く今後は一切に擔負者を禁停す抑も代官にして其管下に修築場有るの各人は常に其川路の地勢を臨檢し其土民を召集して以て古來の景況を審問し豫め修築堅固の方法及び濫費なきを考定し修築の際に至つては其課簿を製成し之を勘定所に呈進し其指揮を得て該地大小の村民に命付し該費の米金を支給して之に從事せしめ竣功の後は嚮て製成する所の課簿に對照し詳細に検覈を經て錯違する所なきを確認せば則ち更に之を勘定所に具進すべし若し修築の景況に隨ひ擔負者に命付せざれば其工事を竣工する能はざるか如き者は豫め勘定所に上申して其指揮を受くべし又速かに臨時修築を要する地方は先づ其修築を命付し然る後ち之を具申すべし總て隄防は小破の際之を修築し常に注意して大破に及ばざるを以て緊要と爲す但古來或は其村費若くは自費を以て修築せるものを近歳に至り多くは之を官費となし又公領地に屬するの際官費を以て修築せるものを私領に屬するの後は更に民費と爲すの地方頗る多じと聞く因て修繕は言を俟たず再修に係る工事と雖も古來の慣例を詳覈し勉めて民費を以て修築せしむるを要す（天保集成卷十九） 享保九年甲辰八月復た修築の濫費を督戒す令示して曰く今回所在隄防の工費を興起するに際し代官各自其経費を積算し帳簿を製成して以て之を進呈せしにより勘定員を發遣し之と協議し官費は言を俟たず修築の方法を番覈せしに官費の減少すること其手に過たり蓋し代官は其管下の事項なるを以て常に注意して豫め考定する所有らば當さに其積算に特殊の錯違を生することなかるへし然るに此の如くなる所以の者は其事を等閑に付して手代に放任し官費の濫消を省みざるの致すところなり其の罪嚴糺可しと雖も今回は之を寛恕するに由り今後は百事に注意し從來の弊習を改革し常に其管下を巡檢し宜しく修築す可き時期を以て稟候すべし但取箇は常に検覈して漸次に増加するを要す（古觸書卷二十三） 享保十八年癸丑修築の例規を設定す 代官委託地の吏員に令示して曰く 其一、諸國代官所委託地の隄防溝洫閘椿橋梁等の官修若くは民修を問はず都て注意して大壞に及はざるを要し必らず其の修築に怠懈する有る勿れ且つ河渠下流に沿ふ村里は各其聯合を限りて協約し若くは聯合なきの地方と雖も其村區を限り日常心

を用ひ之を農民の屋舎と同視し小破する有らば其際を以て直ちに之を修築せば逐年其破壊の各所自ら減少し隨て官民の兩費の節省するを得特に隄防等は月を経るに従ひ草木の根株自ら蟠錯して益々之を鞏固にし終に水陸に田の水荒を免るゝに至らは農民の利便豈に尠からんや然り而して官修に係る隄防等は總て官府の管理に屬する者と誤認し小破の際に在て之を修築せず終に大壞を來たし水損流亡頗る多く且つ村吏或は官修所修築の舉有りて爲めに官費を發給する際は乃ち村民の産業に助益する者と誤認し洪水に會するも其防禦に勉勵せす以て大壞に及び巨多の流亡を來すを顧みざるものあり或は官費修築に係るの地方は一に恐惶の小慮を抱き敢て漫りに修築すべからざる者と爲し却て之を細民に嚴戒する者あり遠僻の地方に至つては特に甚しと聞く恐惶と爲すの旨意は甚た嘉す可しと雖も其恐惶は無難通常の日に在て語るべき者にして其小破を修築す可きは固より言を俟たさるなり今後は小民に至るも互相商議し官修民修を問はず小破の際を以て修築し必らず等閑の處置なからべし但修築等の方規を考観する者あらば之を具申すべきを豫告すべし 其二、毎年農隙を候し小破の際を以て官修所及民修所を修築し水荒の難を防禦するを最も専務となす（以下略） 寛保三年癸亥七月淀川修築等の須知方を設定す 延享二年乙丑二月代官に令示して小川等の修築方を改革す 寛曆十二年壬午六月十一日隄防の官修及資助修築は今後金額七千兩を以て定額となし國役修築も亦幾内を除くの外は其十分の一の官費金は七千兩を限額となす然も勉て之を節減す可きを議定す（刑錢須知卷五） 明和三年丙戌二月美濃伊勢甲斐三國の諸川を修築するに會し其助工の各藩に令して政府の擔理員に豐饒若くは饅酒を饗應し且つ贈遺を爲し或は徒らに衣服等を美麗になすを禁止す（新觸書卷三十五） 明和三年丙戌二月工事に關する提警方を戒告す 明和三年丙戌二月美濃伊勢甲斐三國の領主地頭に令し助工修築に會し物價及び錢價を騰昂するを禁止し若し犯者あらば處罰すべきを令達せしむ（新觸書卷三十五） 明和五年戊子四月尾張伊勢美濃三國の代官領主地頭をして諸川の修築は客冬臨檢吏員の豫圖するの外他の修築を請願するを許さず假令ひ請願するも必ず受理せざる可きを令達せしむ（新觸書卷三十五） 以上

(3) 法令 凡取レ 水溉レ 田皆從レ 下始依レ 次而用其欲ニ 緑ニ 渠造ニ 碾體ニ 經ニ 國郡司ニ 公私無ニ 勘者聽ニ 之則須ニ 修ニ 治渠堰ニ 者先役ニ 用水之家ニ （大寶令第十二條雜令取水溉田條） 凡要路津濟不レ 堤ニ 涉渡ニ 之處皆置レ 船運渡依ニ 至レ 津先後ニ 爲レ 次國郡官司檢校及差ニ 人夫ニ 宛ニ 其度子ニ 二人已上十人以下每ニ 二人ニ 船各一艘（同第十三條要路津濟條） 凡公私材木爲ニ 暴水ニ 漂失有ニ 探得ニ 者並積ニ 於岸上ニ 明立ニ 標榜ニ 申ニ 隨近官司ニ 有ニ 主認ニ 者五分賞ニ 一限ニ 三十日ニ 外無ニ 主認ニ 者入ニ 所得人ニ （同第十一條材木漂失條） 凡水驛不レ 配ニ 馬處量ニ 閑繁ニ 驛別置ニ 船四隻以下二隻以上ニ 隨ニ 船配ニ 下驛長准ニ 陸路ニ 置ニ（同厩牧令第十七條水路船舶條） 凡近ニ 大水有隄防ニ 之處國郡司以レ 時檢行若須ニ 修理ニ 每秋收訖量ニ 功多小ニ 自ニ 近及ニ 遠差ニ 人夫ニ 修理若暴雨汎濫毀ニ 壊隄防ニ 交爲ニ 人妥ニ 者先

則修繕不レ拘ニ時限ニ應レ役ニ五百人以上者且役且申若要急者軍團兵士亦得ニ通役ニ所レ役不レ得ニ過ニ五日（同營繕令第十六條大河條）凡京内大橋及宮城門前橋者並木工寮修營自余役ニ京内人夫ニ（同第十一條京内橋梁條）凡隣内外并堤上多植榆柳雜樹ニ充ニ堤堰用ニ（令第十七條隄防條）凡津橋道路毎ニ年起ニ九月半ニ當界修理十月使レ訖其要路限壞停レ水交廢ニ行旅ニ者不レ拘ニ時月ニ量差ニ人夫ニ修理非ニ當司能辨ニ者申請（令第十二條津橋道路條）凡田爲レ水侵食不レ依ニ川流ニ新出之地先給ニ被レ侵之家ニ（同田令第廿八條水害條）

(4) 矢矧橋 二代秀忠元和二年始めて箱根驛を置き矢矧橋を架し關東十六州の渡制を定む（日本水法沿革）

(5) 多摩川 賴朝命じて武藏野に多摩川の水を引きて大に開墾の業を起したり是より關東大に田畠を得るに至れり又賴朝武藏野を通行する廣々たる郊原に飲水なし誰れか清水の湧く所を知らずやとの間に内田六次郎と云ふもの井頭に清水の源あるを云ふ鉗を以て堀ると四五尺にして清水湧出せりと（同）

(6) 武田信玄 天正の頃甲州の武田信玄は戦國中にも水利隄防に心を盡し農民を救ひたること夥し釜無川の東畔に堅固なる堤を築きたる等は今尚信玄堤の稱ありて非常の水防をなす又笛吹川荒川其他の川々急流激湍を合せて富士川に落つとも甲州州を環りて皆山にて摺鉢の底の如き國なり故に敵國を四境に防ぐの外に水災又防がざるべからず故に自ら水利に長す（同）

(7) 秀吉と道路 天正二年十二月管内の道路の幅を三間と定めて沿道の町村に修築させ數日にして功の終へぬ時は隣郷にも助力させ兩郷間に橋梁を架する場合には一郷は材木一郷は人夫を分擔させることにし尚ほ道路の兩邊には松柳を植へさせ云々（三浦氏法制史の研究）

(8) 淳和天皇太政官符 水車を作るべき事右は大納言良岑安世の宣を被ふるに稱く耕種の利は水田を本とす水田の難は尤も旱損に在り傳へ聞く唐國の風は堰済不便の處に多く水車を構ふ水無き地は斯を以て其利を失はず此間の民は素より此稱へ無く勤もすれば焦損に苦しむと宣しく民間に下し仰せて仰の如く器を作り備へて以て農業の資とすべし其手轉を以てし足踏を以てし牛に服けて廻らす等各々便宜に隨へ若し貧乏の輩ありて作り備ふるに堪へば國吏作り給へ用を経て破損せば隨て修理せよ其の料は救急稻を用ゐよ（日本水法沿革）

(9) 仁明天皇勅 承和九年此者春雨降ること少くして草を枯すこと月に多し百姓耕を輶めて播種すること能はず宜しく弘仁九年の格に準して王臣の田を問はず水ある所には往々百姓をして耕作せしめ種を降し遷し植ゆる後は各其主に歸ケ神寺の田は宜しく之に準すべし又水を溉き田を養ふことは賤を先きにし貴を後にす但事時を計るなり例となすことを得ざれ

(同)

(10) 貞觀十三年勅 清和天皇(五十六代) 勅敕夫積上築堤尤爲避水堤絕河決其害難防而今有聞細民愚昧於遠慮或公請空間之明驗或私遂地利之膏腴開田時穿渠灌溉露潤之漸遂及壞堤河端近郊之地者京邑及諸國輸貢之徒古來所駕牧也而求刺之輩占爲田園令遠近百姓專失放牧之便寧恣一家之所利永忘萬民之爲愁宜禁止鴨川堤邊除公田之外諸所耕營水陸田縱雖公田可成堤害者莫令耕作犯者罪之(同)

(11) 寛平八年太政官符 宇多天皇五十九代・寛平八年太政官符鴨川の堤の邊東西の水陸田二十二町百九十五歩を耕作するを許すべき事右は山城の國民苦使左中辨平季長が奏状に稱はく愛宕の郡司の解を得るに錦部郷の百姓等が愁状に前件の田は是已等が口分なり事は國籍に具れり貞觀十三年符を下して堤の東西の田を禁制せらるゝことあり件の口分は已に天長中より領し来れること稍乏しく堤のために害なし仍て國司等遏を加へず而るに寛平五年檢非常使が宣旨ありと稱して耕作を許さずその耕營する所の獲稻は皆防河所に勘收す自今開墾することを得ず望み請ふ使哉して耕作を許されんと云へり伏して貞觀の符を檢するに曰公田を除くの外皆悉く禁遏して復を營ましむることなし縱令公田と雖も堤の爲めに害をなす可きものは復耕作せしむること莫れとあり寛平の宣旨には一切を禁止して獲稻を勘納せよと云へり官符宣旨事議兩端なり未だに一に從ふことを知らず加以ならず既に席調を責て口分を抑へ止む百姓の愁寢に恤むべきあり望み請ふ使と國司と共に實驗を加へて堤のために害ある者は別に勤して言上し特に其の替を給し水を引て妨なきものは儘に耕營して其の課調をなさしめん謹て處分を請ふと云へり大納言源能有宜す敕を奉るに請に依れと仍て使と國司と地に臨て勘定するに諸家並に百姓の墾田は多く堤の西に在て皆中河の水を用ひる今實驗を加ふるに開墾を許すべし何となれば件等の田は堤の西の中河の水を以て之に灌漑す堤防の害をなす可からず又隣畠と百姓の口分と交錯せり縱ひ耕さすと雖も放牧の地と成す可からず云々(同)

(12) 豊臣氏法制 其國々在所堤防以下あらば正月中農作に手間不入折から可加修理其堤大破の時百姓不及了簡者達上闇爲上下被仰付事(同)

(13) 海路諸法度 川の内にて上り船下り船の時は下り船よりよけ候て上り船にかまはさる様に可仕事但し上りは船に下り船あたり上り船そこね候は下り船のもの可爲越度下り船そこね候とも其の船頭可爲損事天正二十年(同)

(14) 國役冥加金 用は其國相連る隣國より石高に應して之を出し之を國役冥加金と名つけ鎌倉殿聖代の例を引きて之を始められ此意全く私意にあらず後代永く此の例を追ふべき事山川海邊の運上金は溢りに之を用ふへからず皆禁裏の費用に當つべし(同)

(15) 渡船晝付 定一從前々有來渡船無懈怠出之晝夜不相滯様に可勤之事一往還の輩繁多の時は不殘船を出し人馬荷物等無帶入精可渡之奉公人の外船賃を出す輩より猥りに申懸

り御定の外増錢多く取可からざること一荷物付ながら馬を船にのす可からざること右條々於令違背者後日に相聞と云ふとも御穿鑿の上可被處嚴科者也寛文六年六月奉行馬入富士川天龍川の高札條々一設舟如御定彌無懈怠出之晝夜可相勤事一往還人多時はよせ船を出し無滯可渡之奉公人の外舟賃出輩へ猥りに申懸賃錢多く取へからざる事一馬に荷物付ながら舟に乗る可からざる事右條々於違背者後日相聞穿鑿の上可被處嚴科者也寛文五年九月奉行 阿部川大井川の高札條々一洪水の節水の深淺に隨ひ其時々問屋方にて川越錢を定可取之みだりに申かけおほく取べからざる事一當町の外他所より罷出る川越のものも問屋相定め川越錢の外不可取之事一川越のもの入時は川は夕二番の者を付置可相改之事右條々於令違背者雖後日相聞穿鑿の上可被處嚴科者也寛文五年奉行

(16) 家光寛永年中覺書 三代家光寛永年中の覺書に曰く今度洪水に付所々堤破損之所私領方の分地頭より普請申來り候所は無油斷修復可仕申付候且又百姓夫食無之候は不飢様に地頭より救可有之候以上(經濟大典)

(17) 水火損敗 一、借物預物被_レ強盜_レ被_レ焼亡_レ不_レ辨償_レ事雜律云水火有_レ所_レ損敗_レ誤失者不_レ償又條々乘_レ毀官私器物著各備償佳云被_レ強盜_レ者不_レ償(裁判至要抄)

(18) 水火損敗 一、水火損敗物事 同律云水火有_レ損敗_レ故犯者徵償誤失者不償(金玉掌中抄)

(19) 用水山野 一、用水山野草木事法意には山林藪澤公私共に利すとて自領他領をいはず失例ありて用水をもひく草木の樵蘇をもする也武家も此儀なり但地頭の立野在林には寄付かず(御成敗式目追加)

(20) 山野河海之事 山野河海事諸國飢饉之間遠近侘傺之輩或入山採薪積野老或臨江海求魚鱗海藻以加此之輩支活計之處在所也地頭固令禁遏云々早傍地頭之制止可扶浪人之身命也但寄事於此制止不可直過分之儀以此旨可令相觸陸奥國中之昭依仰執達如件正嘉三年二月十日武藏守判陸奥守判 一、狩山普請場於_レ其外_レ無體人を討科こと即時可_レ成敗_レ若意趣遺恨於_レ在_レ之之儀_レ者其身行_レ死罪_レ親類迄可_レ懸科事(新御式)

(21) 信玄家法 一、川流之木並に橋之事於_レ干木_レ者如_レ前々_レ可_レ取_レ之到_レ干橋_レ者本所之可_レ返置_レ也 一、河流家之事以_レ新屋_レ可_レ致_レ其償_レ無_レ新屋_レ者鄉中令_レ同心_レ可_レ辨濟水流之事至_レ十間_レ者不_レ及_レ改也死去跡之事者可_レ准_レ右事(信玄家法)

(22) 武家法度 一、道路驛馬舟梁等無_レ斷絕_レ不_レ可_レ令_レ致_レ往還之行滯_レ事(武家法度)

(23) 家康百ヶ條 一、新地新堀等總而新式之儀之事にても古例 これなき事不適可_レ

禁止。災をそくとはより出ると知るべし。一、國家依ニ造仕之變ニ山河渡海及ニ崩壞ニ則補存之費は其國に相達し而隣國より可レ應ニ石高而出レ之名ニ之國役冥加金ニ鎌倉殿引ニ聖代例ニ被始レ之此理金非ニ私意ニ後代永々可レ追ニ此例ニ事ニ一、天下之通路自他領共に大海道は其幅六間並木より左右共に二十間宛小海道は其幅三間路傍より左右共に十間横道馬道は其幅二間道傍より左右共に五間宛步行道は其幅一間道傍より左右共に一間宛挺道作場道は其幅三尺道傍より左右共に三尺宛渡し場は川側より雙方左右共に六十間宛皆除竿爲ニ定法ニ。者は其間に置郵して令レ傳ニ公命ニ且以旅人往來之資となすの給分たり是當祖大炊助以來の古格たることニ一、山川海濱等の運上金は溢りに是を用ふ可からず皆可レ當ニ禁裡之用費ニ事ニ一、國々在邊道橋及大破不レ察ニ往來之難儀ニ亦は用水堀惡水堀手前手前の所用無之とて打捨置き川洗被不致堀上み堀下たの不レ顧レ煩之村無レ之様に勘定所より諸領不レ殘例年觸出可レ申事（御遺狀御寶藏入百箇條）

（24）御定書百ヶ條　用水悪水新田新堤川除等出入候事（享保五年元文五年控）一、諸國村々用水悪水並新田新堤或川除等他領に懸合候出入出訴時候は御料は御代官私領は地頭家來呼出雙方障り無之様致熟談可相濟旨申聞訴狀相渡其上不相濟段雙方役人申出候はム其仔細承糺取上可致吟味事（御定書百ヶ條日本經濟大典）

（25）六郷橋　とは八幡塙地先川岐との間多摩川に架したる橋である永祿十二年武田信玄小田原打入の際六郷の行方彈正は六郷橋を焼き落して防きの用意をせりと（小田原記）徳川氏が始めて是を架したのは慶長五年で其六月二十三日渡初の式を行つた長さは初百九間であつた（玉露著）この時は關ヶ原役開始前て若干それらに關聯して此橋が出來たかとも思はれる續て十數年を経て慶長十八年春夏の交に架換へが行はれた同年四月西洞院時慶は朝使となつて江戸に下りその十四日六郷橋に差懸つたが丁度架換中であつた同二十二日は歸京の時も架換の工完了せず渡船であつた時慶郷記に左の如く示す十四日〇慶長十八年四月朝矢如ニ時雨ニ六郷橋今改懸レ之仍船渡也二十二日天晴已到ニ立品川ニ妙國寺海遠寺禪の寺也大井は同西の續也玉川橋未ニ成就ニ如ニ先日ニ船渡也蓋し此後間もなく完成したのであらう長さも勿論前に比べて優るとも劣らなかつたのであらう元和二年刊行僧快運の六郷橋修繕記と云ふ書あり早くより此橋は三河の吉田橋と同く矢矧橋近江の勢多橋と共に東海道の四大橋と云はれて居つた云々（武藏郡歴史地理）

（26）慶長の土工　神祖江戸の城にうつり給ひしより三河遠江等の御家人等つとひ集りしかば御城下にして委く邸宅の地を給へりもとより當國の住人もありしなるへし其後元和二年駿河の御家人等この地にうつるへしさもあらんには居宅の地せばかるべしとて江戸川東西の方へ堀廻りその中を廣くし屋敷の割を命ぜらるべき由初は吉祥寺の後より本郷の臺をほり通すへき旨評議ありしか後に趣きかわりて吉祥寺の前を堀割り田安御門の北東の方に引なら

し神田神社其他萬隨寺等を外へうつせり明神は神田の臺萬隨寺は下谷と定められ本明寺其外は小石川などへ移しかの御堀の土をもて築き立屋敷構へなりしと云ふ云々川筋を堀り開き日本橋江戸橋なども出來しなるべし云々或書に江戸町屋のはじまりは今の日本橋より道三河岸の堅堀をほられしを初にてそれより次第に堅堀横堀などいてきその揚たる土を堀の端に山の如く積上けてありしを諸國より集まりし町人等こひ奉りしかば町家にわけて給はりしにより已かまゝにその物土を引とり地面を築きかまひを定め云々慶長記に云十六年十二月七日安藤對島守に命せられ來年江戸船入をほらしめ運途の船つきの道路の自在なるへきやうに中國九州の諸大名におほせて人夫を出さしむべき由仰あり明て十七年二月十五日今日安藤對島守御使として駿府に至り江戸御普請船入の繪圖を奉り仰をうかゞふと云々同年六月二十日江戸新開の地町割のことあるべしと後藤庄三郎光次に命せられ京師堺津の商人を呼下し屋敷を賜ひしと云(大日本地誌大系御府内備考)

(27) 築島 上古は諸國に便宜に隨ひ兵器を納めて是を武庫とも兵庫とも云ふ諸國に同名あること此由錄なり云々築島は則今の兵庫の津也平相國嘗て遷都の志ありて應保元年二月上旬阿波民部重能奉行して畿内の課役五萬人を保し鹽打山を崩して海上三十餘町を埋し事兩國なりしかと幾果れば土石を漂流して故の如し其時陰陽の博士阿部泰氏に命して考させ給ふ泰氏として曰く龍神此海底に住て陸地となることを惜むこれを宥めんとならば一町に一人の宛を以て三十人の人柱を沈めこれに加ふるに大小の石に一切經を書寫し海底に沈めて島を築かは速かに成就すへきよしを申にやがて生田の森に新闢を居へ老若を分たず往還の人を擱さし給ふ近郷の村民これを歎き愁訟絶間なかりしかばさらば兵庫の者をば免すべしとありし程に其難を免れしといふ毎日畫の七ツ時に往來を捕へけるゆえ此刻限を誰いふとなく鬼時と名付く然れども當津の者は擱へざるゆえ此よしを聞知りて心利たる旅人は兵庫の者也と僞りて關を越へて危きを遁る今諺に兵庫の者じや御免あれとは此由緒なりとぞ漸く三ヶ月にして三十人を擱得人柱に沈むに極りしかば其親族群り來りて悲歎の聲喧し平相國もこれを聞給ひさすがに測陰の心頗りにして兎角する程に延引すること五ヶ月に逮へりこゝに讃州香川の城主大井民部の嫡子松王小兒年十七なるか進み出て云願くは小人一人を沈めて三十人を赦し給はゞ龍神も某か志氣を感應あらんと再三望みければ平相國歎賞して其望みに任せ給ふ遂に應保元年の末に鳴成就し築留に經石を入又石垣に松王を入れ海底に沈む龍神も感應ありけるにや築島の功なれり其の沈めし所に寺を建てられるける今の來迎寺これ也人柱に松王沈めりといふこと平家物語鎌倉實記等に見へぬ然れども松王小兒が墓來迎寺にあれば敢て妄ならず諸史に載さるは故あることをぼゆ(浪速叢書卷一)

(28) 頭港 諸國の廻船當所に入津す俗加茂浦といふ和再雅出羽の部に頭港といふは是にや領主より役人を置き出入の船を改め又唐船番所有北に明石の觀音堂有風景之地也(出

羽國風土略記)

(29) 望理 大帶日子天皇巡行土と時見に此村川曲勅云此川土曲甚美哉故日望理(まがり)(標註播磨風土記)

(30) 姉川 は甲津原の中津山及瀬戸山の溪間より發源し本村の中央を南流して坂田郡に入る其長殆ど四里頗急流なり足俣川は美濃國境の山脈中より發し吉瀬上板並の境を流れて姉川に入る(滋賀縣東淺井郡誌)

(31) 岩水門 十有一月丙戌朔甲午天皇至筑紫國岩水門○倭名鈔云後漢書云水門故處皆在河中日本紀私記云水門は美止愚謂美奈止の略號水の名を爲嚴岡象女神代卷曰生土神植山姫及水神罔象の女疏曰史記曰水の怪は龍罔象或云罔象食人白澤圖曰水之精名罔象和訓曰美都波猶言水食在水中食人故也世記に曰瀧祭神無實殿在下津底水神也歷名澤女神亦名美都波神(神武紀集解全)

(32) 六郷用水 六郷用水は北多摩郡猪江村和泉地内より多摩川の水を分派し同郡研村喜多見地内にて國分寺村方面より来る野川の水を引き入れ荏原郡に入りて玉川村瀬田上野毛下野毛等々か尾山調布村上沼部下沼部嶺等を経て鶴の木に至りこゝにて二流に分れ末は更に分岐して數派となり六郷蒲田大森近在の廣き水田を灌漑するものなり舊世田ヶ谷六郷二箇領を疏通すれば二箇領用水とも稱すべしこれ慶長年中徳川氏の代官小泉次太夫の堀鑿せしものなりされは亦その名により次太夫堀ともいふ同じく次太夫の疏通せる神奈川縣橘樹郡稻毛川崎二箇領用水と總稱して四箇領用水と呼ぶ慶長二年二月一日次太夫安方村名主兵庫の家に出張し同三日領内村々名主を召し新用水堀見立の計畫を告げ其案内を命じ翌四日直に道塚村より測量を開始し日ならずして矢口に至る間の兩分流を了へ更に今の池上村堤方より北分派を測量し鶴の木より上下沼郡を経て漸次上流に及び本流横幅二間半北堤方分流七尺南道塚分流八尺幅と定めこの間稻毛川崎領田をも測量し翌三年十二月全く之を終れり仍て四年正月八日堀鑿の工を道塚村より起し測量と同じ順序により漸次上流に及べり爾來次太夫は或は稻毛川崎領に或は六郷世田谷領に各村々に出張しその工を督し十一年の星霜を重て十四年七月全く工を竣へ十六年には各村々への分水口をも定めたりこれによつて民その惠を受くること頗る多く今に至るまでその徳を稱して息ます或は曰はく次太夫かこの地方の代官となれる慶長六年にして用水堀もこの時幕府に言上したるものなりと是小泉氏の寛永家譜に傳はる所にして別に朝野舊聞叢藁には慶長十年巳巳正月九日小泉次太夫吉次に印書を賜ふこれは武藏國六郷稻毛用水渠の事を言上せしによりてなりとあり寛政家譜亦これに同じく十年正月九日人夫配當の御黒印をたまひ云々と記す然れども荏原郡各所に散見する古書に傳ふるところは前説の如し吾人は今輕々の妄斷をなさず只傳ふる所を錄して精細の研究を後日にかくると雖もその慶長年中の工なることは又疑ふ可くもあらず慶長以後本渠の修繕屢々ありしといふとも

最も大なるは享保九年田中丘隅の工事なり丘隅は川崎驛の名主問屋なり驛の困弊を救ひ風俗を改めその才の甚た見るべきあり年五十にして江戸に出て経史を學びしが遂に幕府に知られこの工を命ぜられたるものなり故に里人今尙次太夫と併せ稱す本用水は荏原郡田野の大動脈とも云ふべきものにて地方の休戚に關すること多ければ從來幾多の紛争を生せりこれに關する文書なきにあらされど今一にこれを載せず井筋堀幅並埋樋分水取入口書上面連印帳御尋に付以書付奉申上候今般用水路村は分水口堀類幅堤堀割分水等亘細取調可書出旨被仰聞一同奉畏舊來分水口御定幅取調左に奉申上候 一、分水口堀幅四尺五寸一箇所尾山村 一、分水口堀幅四尺五寸一箇所等々か村 一、分水口堀幅四尺五寸一箇所下野毛村 一、堀割分水口六箇所上野毛村 一、埋樋内法一尺四寸一ヶ所同一尺二寸一ヶ所六箇所瀬田村同 六寸四ヶ所一、埋樋内法八寸參箇所岡本村 一、二ヶ村入會埋樋内法八寸參箇所鎌田村大藏村、右用水路文祿年中小泉治太夫様御懸りに而御堀出來其後享保十一年午年中田中丘隅捕御懸り而井筋切廣其節前書村は分水口堀幅並埋樋口寸尺箇所等御定被仰付候處相違無御座此段御尋に付奉申上候以上天保九戌年二月井伊掃部頭領分武州荏原郡尾山村名主源六年寄庄太郎百姓代專藏鈴木善左衛門知行所武州荏原郡等々力村井伊掃部頭領分同州同郡下野毛村同領分同州同郡上野毛村同瀬田村同武州多摩郡岡本村同鎌田村同大藏村(右村々名主年寄百姓代連印中村八太夫様御手附太田源助様)

(33) 新川疏通 天文年間池田氏の時郡代米村所手藩命を以て工事を起し江北村天神山附近より一直線に新川を開き之を疏通して海に注ぐ(鳥取東伯郡誌)

(34) 城溝浚 寛永十三年七月二十三日城溝浚利村なりしによりその事にあづかりたる家々の家司下奉行等に銀時服をつけらる(日記)

(35) 寛永十四年洪水 同十四年八月城東淺草邊洪水荒川利根川秋漲さかんなるよし郡代伊奈半十郎忠治注進し駿府よりは七日の大風にて城中の堀並民屋百三十軒餘吹倒したる由注進す

(36) 市谷水道石垣構造 堀千助直定七郎五郎直時市谷水道石垣構造仕りたるにより其事にあづかりし家士等銀時服給ふ寛永十八年十月

(37) 水路浚利奉行 寛永十九年五月龍口より錢塘橋迄の水路浚利奉行を書院番高林河内守利春曾我左衛門近祐小姓組江原與右衛門宣全興津兵左衛門宗能大番河野庄太夫昭良青木新五兵衛義繼富田庄之助其小富山傳九郎宣興に仰付られ松平右衛門太夫正綱秋元但馬守泰時島田利正入道幽也並に町奉行及目付宮城越前守和甫に議すへき旨面命せらる

(38) 用水に關して郷邑に令 寛永十九年七月郷邑に令せらるゝは田圃に草生せざるやうにすべし孤獨の民病にふすか又人少くして耕しかねんには一村相互に助くべし井水のか

る所は遠きすゑ迄もたえまなく入れしむべし用水餘る所は前々他にあたえずとも若こはれたらさる所よりこはの與ふべしされど後の例にはなさしむ可からずとなり(日記御徒方萬年記念條記)

- (39) 土橋修理奉行 寛永十九年八月 大番組頭加藤傳兵衛正良大番 神原小兵衛長勝に松平陸奥守忠宗内藤帶刀忠興宅前の土橋修理奉行命せらる(日記)
- (40) 六郷川橋梁用材 寛永二十年五月 六郷川橋梁の材を遠駿兩國の深山より伐出すべしと大番揮斐半右衛門政軌岩手佐五右衛門某へ仰付らる(日記)
- (41) 利根玉川洪水 寛永二十年七月利根川並玉川邊洪水のよし注意す(日記)
- (42) 六郷千壽洪水 正保元年八月四日連日霖雨により六郷千壽洪水の注進ありければ徒士をつかはし品川板橋王子淺草下谷千住高田目黒六郷戸田市川邊を巡察せしむ
- (43) 橋梁 正保三年八月牛込門内各橋修理奉行
- (44) 山川調査 正保元年十二月調査諸國戸口山川木竹藁物公役農村現状
- (45) 江戸川橋 正保二年九月江戸川橋構造
- (46) 久保町水道 同三年五月江戸久保町水道修理
- (47) 道路下水制 延安三年二月道路下水制(大成令)
- (48) 神田橋邊石垣 同二年七月一橋神田橋邊石垣修理
- (49) 近幾洪水 同三年七月四日近幾洪水
- (50) 問水害 同九月近幾中間水害
- (51) 家光松平信綱をして尾邸を問はしむ 同家光遣松平信綱千尾邸間其封地洪水事
- (52) 水害地巡視 延安三年十月遣使巡視畿内及江州水害地
- (53) 堤防修築 同十二月濃勢兩州堤防修築
- (54) 賑救 同水害地修築賑救
- (55) 大井川架橋 家光怒忠長大井川架橋(以上國史大系)
- (56) 一里塚 延長九年甲辰 一、二月家康卿命を下して東海道及越後奥州等の諸國の一里塚を築かしめ三六丁を一里と定め五月下旬其功を終と云々
- (57) 海上御普請御手傳 延長十四年己酉 一、六月命せられて廿二日より海上御普請御手傳あり六月二十二日より御取掛奉行山方能登重泰十一月五日其功を終ふ
- (58) 高田城御普請 延長十九年甲寅 一、高田御城御普請成就七月始御歸國
- (59) 横手御城御札寫 一、水損旱損其年々に見分候て可致宥免事 一、山河野役如相定藏人可出候事、右の條々寫候間諸給人手前々々に可指置候其上違背之者於在之は可爲曲事

者也仍如併慶長十九年九月廿三日

- (60) 久保田洪水 寛永九年申一，同六月廿五日久保田大洪水俗に龜水と云
- (61) 石垣御普請御手傳 同十三年丙子一，正月於江戸表御堀浚石垣御普請御手傳被蒙仰依て大奉行戸村十太夫二月朔日出足御家老梅津外記正月二十九日出足登る御普請所聞敷二千六百四十五間二月廿三日より御取付一，七月廿九日御普請出來八月十六日御人數引
- (62) 御堀浚御普請 正保二乙酉一，五月十二日より御堀浚御普請初十月廿八日終る
- (63) 洪水被害 貞享元甲子一，六月十九日去月廿九日より大雨にて毎日八ツ時大洪水中島御中屋四十七軒大破内四軒流家荻宜十五把充被貸下同廿日に打切六十本一人に十五本充小羽千枚宛被貸下候残四十三人小羽三百枚充被貸下(秋田藏書)
- (64) 水道 江戸水道千束池及川修理(天正日記)
- (65) 墓道 小田原北條氏箱根湖水の西南に墳道を作り駿東郡に注く(織田氏治水の説)
- (66) 加藤清正 加藤清正の肥後に主たるや球磨川筋八代郡豊原村の遙拜堰を作り白川筋合志郡瀬田村の瀬田用水又百川筋上益城郡馬々楠用水等其他尙多し飯田角兵衛庄田某等土方の事に精く清正尤も水利に心を盡し農政の本は水利にあることを知りたるが如し(同)
- (67) 上坐川筋植立之竹木執行之事 一，上坐川筋普請方十時源助請物にて右川筋土手寄り等に松植立急場の時分は伐取り又は松盛致川園に難相成程に成りたる分は伐替植立の義迄も同人受持來候右伐取之義山方へ不取候而是昭々のメリにも不相成候に付伐取候筋は何程伐取可申段郡奉行へ申出奉行へ申達双方立會の上伐取り可申候勿論彌改山目附改候急場入用の節は伐取りの上にて郡奉行へ申出申達候様被仰付候事但木數余分伐取候節は伺の上御下知の趣可申達候木數相改程の義は山目附も立會可申候事寶曆十年辰五月一，上座郡土手筋へ植立有之候諸木唯今まで十時源助裁判にて御用の節山奉行へ届無之伐取り來り候然れ共右の通りにては昭の御山のメリの障りに相成候に付源助より伐取之節は木數間尺證據仕出郡奉行承諾山奉行へ申談山奉行源助立會にて伐取り候様被仰付候最至應急場普請にて申出候間無之伐取候節は追て郡奉行へ申出有之證據を仕出山奉行へ申廳候様被仰付候通申遣候明和四年亥五月一，上坐川筋植立之儀是迄山奉行支配に被仰付候得共洪水爲防川園植立之事に候間以前の通川奉行より致支配植立伐除ともに裁判被仰付左之御書付相渡候事十時傳兵衛同源之丞一，上坐川筋長田村より穂坂村の間洪水之節爲防野地川原土手筋に追々竹木植立の分近年山奉行支配相成候得共洪水の防川園之事に候間右川筋植立候分は前の通川奉行支配被仰付候間父子申談無油斷植立可申候勿論植立伐除共々郡奉行得可指圖事亥五月山奉行一，上坐川筋長田村より穂坂村迄之間洪水之節爲防野地川原土手筋に川奉行追々植立竹木近年山奉行支配

に相成候得共川圍の事に候間右川筋植立の分は以前の通川奉行支配に被仰付候事亥之五月右御書付御當職御渡被成候に付五月十日十時傳兵衛尾崎惣左衛門郡役所へ呼出し味岡國右衛門より右御書付相渡候事(舊藩と山方)

(68) 五人組連判 被仰渡候ケ條五人組申合連判の覽 → 用水掛引申合爭論仕間敷候用水懸引普請等之儀に付口論仕出し刀脇差双物持致荷擔候者は前々より重き御料被仰付候間若此以後狼籍之仕方有之候は、本人者不申及出合候者迄急度御料可被仰付由奉畏候 一、道橋掃除常々無油斷様可仕候往來旅人人馬雇候節猥に賃錢取申間敷候水出等に而橋落又は洪水にて在郷往還川越入候節は庄屋差圖仕族人往來滯らせ間敷武家方之分川越賃申間敷候 一、用水悪水垣極之儀百姓第一大切に仕候に付從御公儀様被下置候人足數に而不足仕其外戸前道具等百姓入用に而仕立候は、入用之品々庄屋年寄長百姓心得之上後日に達亂無之様割合可仕候右村入用に付村役人共食呑酒代不分明之人足是造方等書出候分は高掛に不被仰付庄屋共辨損に可被仰付候間急度吟味仕自今入用格別減し候様可仕旨將又從御公儀様被下置候人足賃米銀請取次第正路に割合銘々へ早速相渡人別に請取印形取置可申由奉畏候納物之代りに次合勘定仕間敷候惣而人足に出候百姓共手前に勤む書記置賃銀人足扶持庄屋より相渡候節勘定難心得儀有之候は、相尋可申候不分明難譯立儀は御役所へ可申上候

(69) 波池 四十四代元正天皇の和銅の頃道君首名筑後肥後の所々に波池を築きたることあり養老年中に天下に勤課して田疇を開き池溝を造り開墾を營むものは三世に傳へ一身に給ふ

(70) 狹山下池 四十五代聖武天皇天平四年河内國丹比郡狹山下の池を築く

(71) 荒王河決堤 四十七代淳仁天皇天平寶宇の頃遠江國荒王河決堤する三百餘丈單功三十萬三千餘人糧を給ひ修築せしむ此頃頻りに詔して畿内其の外の堤防溝洫を修めしむ

(72) 解工使 四十八代稱德天皇の神護景雲中下總常陸兩國に命して水を治めしむ是れ良田の水害を免るいためなり又尾張美濃兩國の間鶴沼川溢れて田宅を漂損す故に解工使を遣はさる是れ治水の役人なり

(73) 寶龜年中詔 第四十九代光仁天皇寶龜年中の詔に良田を開くは溝池にあり近年諸國荒地多きは溝池を修築せざる故なり特に條例を設けて國司に督課す云々

(74) 桓武天皇の土工 五十代桓武天皇延暦中河内國堤防三十處破壊し三十萬七千人の土切を興し修築す又和氣清麿の言を入れ河内攝津兩國の界に川を掘り堤を築き荒陵の南より河内川に導きて西の海に通するの土切を興し以て開墾の便を謀る

(75) 萬農池 五十二代嵯峨天皇弘仁中空海に命じ讚岐國萬農池を修めしむ又新錢一百貫を大和國に賜ひ益田池を築かしむ

(76) 経ヶ島の港 八十代六條天皇の頃平清盛攝津に經島の港を修め又音戸の瀬戸を開き漕運を便利にす又清盛の愛妾祇王と云ふもの江州益州郡の產にて寵幸の折柄清盛に請ふて益濱川を決して三里程の間灌漑の便をなす三ヶ村の潤澤今に至て其事を傳へて祇王の忌日には土人精進して祭ると云々

(77) 賴朝と多摩川 鎌倉時代源賴朝は臣下に命じ武藏野に多摩川の水を引き大に開墾の業を起し從て關東大に田畠を得るに至れり又賴朝武藏野通行の頃に廣々たる郊原に飲水なし誰か清水の湧く處を知らずやと問ふこの時内田六次郎と云ふもの井頭に清水の源あるを案内し終に鍬を以て四五人堀起したるに非常に清水湧出せしことあり(以上治水資料よしあし草)

(78) 聖德太子と溉田 推古天皇に灌漑水利の必要を説き給へる奏上文には衆生の命は事水田に在り水田の本は池塘にあり儼し亢旱に當りては衆生天を恨む天默して之を知り禍國に降らん望むらくは諸國に命じて民を興し池を築かしめんとあり同帝の十五年大和國にては高市藤原肩岡背原の池を造らしめ山城國には栗隈に大溝を堀らしめ河内國には戸荅依綱の池を作らしめたる事日本紀にあり又國毎に屯倉といふ備荒貯蓄を致さしめられた事が日本紀にあり太子傳暦にあり翌十六年にも又勅して諸國に池を造らしめられたことがある推古二十一年には又大和國に抜上畠傍和珥の池を造らしめられしたこと此外大和に三立の池山田の池劍の池河内に大津の池安宿の池を堀らしめられこと太子傳暦にあり播州の加古川の上流より水を引きたる五箇の井といふ今猶ほ水田數千町歩の灌漑をなして居るのも聖德太子の恩召に出てたるもの此の水利に次で大切なは道路であるがこれも大和には中津道上津道下津道といふ三條の道路を開き又難波より京に至る大道を開かせられしこと太子傳暦にありこの道路に次で橋梁の如きも同時に架けられしものと見ゆ推古天皇二十年に百濟より橋工といふものが渡來し彼の法隆寺の壁畫を描き有名なる高麗の僧の墨徵といふが農民に取つて最も大切な礪磧といふものを創めて造くれり云々(聖德太子傳講話)

(79) 孝明天皇 西高瀬浚渫の工事を助け給ふ(孝明天皇御遺徳)

(80) 登米縣管轄時代村中心得書 一、用水之儀先規之例を以て兼て相定置出水の節爭論無之様可致は勿論出水之節は村役人始惣百姓達に出張堤川際井堰溜池等切れ不申様精々防方手當いたし平常とても無油斷心付て大破に不相様可致候事 一、川々堤防其外橋柵等普請之儀は總て永世の爲を專一と致し見分のみを取繕ひ候様なる如何之儀有之間敷事附堤防へは柳吳竹等を植へその固めに相成候様精々可心懸並に川中寄附等は私かに田畠を開き又は樹木を植付け家居を構へ候儀は可爲停止候事 一、村中は勿論往還路等常々掃除を加へ可申事(登米郡誌)

(81) 川普請　　土穀の爲めに水損の災を減らす先務は川普請にあり吾れ郡奉行を辭せし後に奉役なる人の來りて川普請の事を語れるは川筋の曲りたるは好からず直くなるが好きと心得て成るだけは直くに成しけれども其の害の見え來ることあり谷口より濱邊まで一筋に直くに成るならば直くなるに害なかるへけれども山の出張りある處にては直くにすることならず大水の時に水の勢のたをりて其のたをりたる通りに川筋の立ちたるを其のたをり好からぬとて直ちに成しても大水の時ことに以前のたをれたる方に水筋あたり古川留めの土手を突き破るなり又川筋を直くに成したる處にてはよく見ゆれども其の直くなる處の上み下もに水の當り強く成り以前に岸の崩れさる處も岸の崩るゝことあり直くなる新川に成して利多かるへしと決定したる處はかり新川にして害多かるべしと見ゆる處は其たをりたる中にて水當り岸崩るへき處の防きのみを爲すべきことなりと語れり是れは川普請の僉議に益あるべき説なり是の州の郷村にて水の手普請と云ふは三四月より八九月までの間夕雨降り水出かゝる時と雨止み小水になれる時に人夫を出し川中と岸下に土砂の高く成り居ける處を堀り浮し水の力にて流し下たすを云ふなり谷口より濱邊まで人夫を配はり置き同し時に水の手普請をなさしめ長き川は濱邊より谷口まで二つにも三つにも分け初度に川下の土砂を流し後に川上の土砂を流し川上の土砂の川下に入りたるは又其の後に流し段々是の如くすへきことなり吾れ郡奉行を辭せし後に勘ふるに川岸に上手あるは好からぬことゝ思はるゝなり土手ある川は土手の弱き處卑き處を大水にて突き破り田畠に突掛くる故土手なき川にて大水の川に余まり田畠に満ちたるよりは田畠を損し作物を損すること甚しきと見えたり然らば川岸に昔より土手あるは其まゝにして修理することなく新に土手を築くことなく三四月より八九月までの間雨降りて水出て雨止み小水に成れる度ことに濱邊より谷口まで人夫を配はり川筋の眞中を薬研の様に堀り深め堀り浮したる土砂を浦海に流し入一通り堀り深めし後は其の左右を段々と岸の邊て堀深め其後又眞中より右の格に埋り深め以前川床より土手の上端まで八尺なりし川は川床より川岸の平地まで八尺あるに成し以前土手にて防ぎし大水を川岸にて防ぐに成らば川岸に余れる大水も緩く平地に満ち度たり田畠を損し作物を損すること輕からん大水の時に水の強く當る處は他方にてなせる如く長き竹を破りて籠を造り其中に石を納れ積み重ねて水當りを防ぎ毎年二月の中に川筋の村々の下知人其の村の人夫を出し谷口より濱邊まで見通し石にても木にても川中にあるは其木石を除けさせ重き石は川中に堀り入れさせ土沙高く成りたる處あるは其土砂を川岸の平地より卑く見ゆる處に上げさせ川岸の根の川床の並みより卑く見ゆる處に入れさせ川岸に植へたる川柳の根の川中に出張りたるは出張りたる分を堀り切りて取り除けさせ川岸の川柳小竹の枯れたるは植へ替へさせ五月の大水に石木の谷奥より流れ出たるは農事を差置き早速人夫を出たし取除けさせ堀り入れさせ川筋惡しきに極まりて新川を堀れるには正月に新川の僉議を定め二月に川筋に立つべき處の眞中を川下より川上まで堀り堀

り通し古川の口は塞かずして雨降り水出する時は新川にも古川にも水の通る様にし三四月より八九月迄の間の水の手普請にて右掘り通し置きたる新川筋の左右を下もより上みまで堀り廣めて土沙を流し下たし古川筋は大水の時の土沙漸々に積れるを待ちて作處とし水の手普請にて土沙の浦海に流れ入り船の往來に障はりあるは潮の多く干る月の大潮干つめの時刻に川筋の村々より人夫出て濱村の船を委く出したる浦中に積もれる土沙を堀り取りて船に積み潮の満つる時刻に至りて濱邊の地を上りべき處に入れ地を上りる處は其の前より並み櫛を打ち境を立て置き並み櫛の間々を土沙の漏れぬ様にして其の内に入れ或は屋敷とし或は作處とすべし山林川筋の下知好くならば川普請に人夫の勞すること年々少なくならん(土歴談日本經濟叢書)

以上